

## 第12 感染症に係る人材の養成および資質の向上に関する事項

### 1 基本的な考え方

現在、国内において感染者が減少している感染症に関する知見を十分に有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる知見を有する医療現場で患者の治療に当たる感染症の医療専門職や介護施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学情報を分析する専門家、行政の中において感染対策の政策立案を担う人材など多様な人材が必要となっていることを踏まえ、医療機関の協力を得ながら、専門人材の養成を進める必要があります。

### 2 人材の養成および資質の向上

- (1) 本市は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会等に市立函館保健所および衛生試験所職員を継続的に派遣するとともに、これらにより習得した専門的な知識を十分活用します。
- (2) 本市は、市立函館保健所および衛生試験所の職員等を対象とする感染対策・感染症検査等に関する研修会を開催すること等により、感染対策を担う人材の養成および資質の向上を図ります。
- (3) 本市は、道と連携し、IHEAT要員の確保や研修、IHEAT要員との連絡体制の整備やIHEAT要員およびその所属機関との連携の強化などを通じて、IHEAT要員による支援体制を確保します。
- (4) 市立函館保健所は、平時から、IHEAT要員への実践的な訓練の実施やIHEAT要員の支援を受けるための体制を整備するなど、IHEAT要員の活用を想定した準備を行います。
- (5) 第二種感染症指定医療機関および第一種協定指定医療機関等においては、感染症対応を行う医療従事者等に対し新興感染症の発生を想定した研修・訓練を実施することまたは国、道、本市もしくは医療機関が実施する当該研修・訓練に医療従事者を参加させることにより、体制強化を図ることが重要となります。また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間においては、感染症医療担当従事者等を他の医療機関、宿泊施設および高齢者施設等に派遣できるように平時から研修や訓練を実施することが重要となります。
- (6) 医師会等の関係団体は、会員等に対し感染症に関する情報提供および研

修を行うことが重要となります。

- (7) 本市は、各関係機関および関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努めます。

### 3 数値目標等

項 目	目標値等
市立函館保健所および衛生試験所職員等に実施する研修・訓練の回数	3回／年
市立函館保健所および衛生試験所が研修・訓練を実施する回数	2回／年
国立感染症研究所等が実施する研修・訓練に職員を参加させる回数	1回／年
【参考】 想定している研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P P E 着脱訓練（主催）</li> <li>・ 感染症対策訓練（共催）</li> <li>・ 国立保健医療科学院が開催する研修（参加）</li> </ul>